

## 【韓国】地域医師の養成、支援等に関する法律の制定

海外立法情報課 藤原 夏人

\* 2025 年 12 月 23 日、学費等の支援の代わりに、又は契約により、一定期間、地域医療への従事を義務付ける「地域医師制」を導入するための新法が公布された。

### 1 背景と経緯

韓国の人団千人当たりの臨床医師数（2023 年。韓医師（漢方医）を含む。）は 2.66 人であり、経済協力開発機構（OECD）加盟国の中で日本（2.65 人）に次いで少ない（OECD 加盟国平均 3.86 人）<sup>1</sup>。また、地域により医師が偏在しており、広域自治体別では最も多いソウル特別市（4.97 人）と、最も少ない世宗（セジョン）特別自治市（2.10 人）で 2 倍以上の開きがある<sup>2</sup>。

医師不足に伴う諸問題を解消するため、文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017 年 5 月～2022 年 5 月）では、2006 年以降 3,058 人で凍結されていた医学部の定員を 2022 年から 10 年間、一時的に毎年 400 人増員し、4 千人の医師を追加で養成する計画を策定した<sup>3</sup>。また、続く尹錫悦（ユン・ソンニヨル）政権（2022 年 5 月～2025 年 4 月）においても、医学部の定員を 2025 年から 5 年間、毎年 2 千人増員し、2035 年までに 1 万人の医師を追加で養成する計画を策定した<sup>4</sup>。これらの計画は、増員分を医療過疎地に重点的に配分することにより、地域医療格差の是正にも対応することを意図したものであったが、急激な増員による医師の質の低下等を理由に医療界が激しく反発したため、いずれも実現に至らなかった。

他方、2025 年 6 月 4 日に発足した李在明（イ・ジェミョン）政権は、同年 9 月 16 日に確定した「李在明政府 123 大国政課題」<sup>5</sup>において、地域医療格差の是正に焦点を合わせた「地域医師制」の導入を国政課題に掲げた。地域医師制とは、学費等の支援の代わりに、又は契約により、一定期間、地域医療に従事することを義務付ける制度である。地域医師制の導入が国政課題となったことを契機として、国会においても地域医師制の導入に向けた議論が活発化し、国会保健福祉委員会に提出された関連 4 法案が、国会審議を経て「地域医師の養成、支援等に関する法律案」（委員会案）に一本化された。同法案は、2025 年 12 月 2 日に本会議で可決され、同月 23 日に公布された<sup>6</sup>（法律第 21239 号、2026 年 2 月 24 日施行<sup>7</sup>）。

### 2 地域医師の養成、支援等に関する法律の主な内容

本法（以下「地域医師法」）は本則 19 か条及び附則から成る。概要は次のとおりである。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 1 月 9 日である。

<sup>1</sup> 「2025 年 경제협력개발기구（OECD）보건통계 공표」 보건복지부, 2025.7.30. <[https://www.mohw.go.kr/boardDownload.es?bid=0027&list\\_no=1487082&seq=2](https://www.mohw.go.kr/boardDownload.es?bid=0027&list_no=1487082&seq=2)>

<sup>2</sup> 「인구 1000 명당 의사수」国家データ処指標統合サービス（「지표누리」）ウェブサイト <<https://www.index.go.kr/unify/idx-info.do?idxCd=5069>>

<sup>3</sup> 「의대정원 증원 및 의료계 집단휴진 추진 관련 의료계 및 국민께 드리는 말씀」보건복지부, 2020.8.5. <[https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&act=view&list\\_no=358877](https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&act=view&list_no=358877)>

<sup>4</sup> 「의사인력 확대 방안' 긴급 브리핑」보건복지부, 2024.2.6. <[https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&act=view&list\\_no=1480186](https://www.mohw.go.kr/board.es?mid=a10503010100&bid=0027&act=view&list_no=1480186)>

<sup>5</sup> 「[보도자료] 이재명정부 123 대 국정과제 확정 보도자료」국무조정실・국무총리비서실, 2025.9.16. <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=159716&article.offset=60&articleLimit=10>>

<sup>6</sup> 「[2214617] 지역의사의 양성 및 지원 등에 관한 법률안（대안）（보건복지위원장）」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

<sup>7</sup> 「지역의사의 양성 및 지원 등에 관한 법률（법률 제 21239 호）」本稿において、韓国法令の原文は、国家法令情報センターウェブサイト <<https://law.go.kr/LSW/main.html>> を参照した。

### (1) 地域医師の種類

地域医師には、①服務型地域医師、②契約型地域医師の2種類がある。①は大学の長が実施する「地域医師選抜選考」（日本の大学医学部の「地域枠」に相当）により選抜され、医師免許取得後に一定期間、義務的に特定地域において従事する医師であり、②は既に専門医の資格を有しており、一定期間、契約により特定地域において従事する医師である（第2条）。

### (2) 服務型地域医師

大統領令で定める地域に所在する医学教育課程を運営する大学の長は、入学者のうち一定割合を地域医師選抜選考で選抜しなければならない（第4条）。国及び地方公共団体は、地域医師選抜選考で入学する学生に学費等（授業料、寮費等）の支援をしなければならない（第5条）。

服務型地域医師は、大統領令で定める服務義務地域で10年間従事することが義務付けられる。兵役義務に係る期間及び専門医資格取得のための研修期間（原則5年間）は算入されない。ただし、研修を服務義務地域で行う場合であって、保健福祉部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）が特に告示して指定する専門科目の研修を受けるときは、研修期間の全部（指定外専門科目の場合は2分の1）を算入する（第7条）。なお、長官は、服務型地域医師の専門科目の種類及び研修先病院の所在地の範囲を定めることができる（第8条）。服務型地域医師がやむを得ない理由で服務義務地域を変更する場合は、長官の承認を要する（第9条）。

### (3) 契約型地域医師

地方公共団体の長は、契約型地域医師と契約しようとする医療機関を選定することができる。選定を受けた医療機関の長は、採用に際し担当診療科目、契約期間、契約不履行時の措置等を公告しなければならない。契約期間は5年以上10年以下の範囲で、大統領令で定める。地方公共団体の長は、当該医療機関が採用した専門医と、契約型地域医師に係る契約をすることができる。契約型地域医師に係る採用及び契約の詳細は、保健福祉部令で定める（第10条）。

### (4) 地域医師に対する支援

長官及び地方公共団体の長は、地域医師に対し、住居、キャリア形成、海外研修等に係る支援のほか、服務期間又は契約期間終了後の当該地域での優先採用及び開業に必要な支援をすることができる（第12条）。長官は、地域医師支援センターの設置及び運営ができる（第14条）。

### (5) 服務型地域医師に対する是正措置、免許停止等

長官又は広域自治体の長は、所定の違反行為を行った服務型地域医師に対して是正を命ずることができる（第16条）。是正命令に従わない場合は、長官は1年の範囲で当該医師の（医師）免許を停止することができ、免許停止措置が3回以上になった場合又は義務とされた服務を履行しない場合は、保健福祉部令の規定により医師免許を取り消すことができる。取り消された医師免許は、当該服務を再開する場合を除き、残余の服務期間内は再交付できない（第17条）。また、当該服務不履行時には支援を受けた学費等を返還しなければならない（第6条）。

## 3 今後の動向

政府は、地域医師法の下位法令の整備を進め、2028年までに地域医師制を導入する予定である<sup>8</sup>。李在明政権の国政課題には、地域医師制のほか医大不在地域への医大新設等も含まれており、今後、医学部の定員の増員幅をめぐる政府と医療界の対立が再び表面化するおそれがある。

<sup>8</sup> 허윤희 「정은경 “지역의사제 2028 학년도엔 시행...의대 증원 내년 초 결론”」 『한겨레』 2025.12.2. <[https://www.hani.co.kr/arti/society/society\\_general/1232459.html](https://www.hani.co.kr/arti/society/society_general/1232459.html)>